

○国土交通省大臣官房官庁営繕部発注者綱紀保持規程

(平成18年国土交通省訓令第29号)

改正 平成18年 8月29日国土交通省訓令第47号  
平成24年12月25日国土交通省訓令第41号  
平成25年 7月24日国土交通省訓令第49号

(目的)

第1条 この訓令は、公共工事等の発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって発注事務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、「公共工事等」とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部（以下「官庁営繕部」という。）が調達する工事、建設コンサルタントその他の業務、役務及び物品をいう。

2 この訓令において、「発注事務」とは、公共工事等における仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務をいう。

3 この訓令において、「発注担当職員」とは、発注事務を担当する職員をいう。

4 この訓令において、「事業者」とは、法人業者、共同企業体、組合、コンソーシアムその他の団体及び個人業者並びにこれらの役員、従業員、代理人その他これに準ずる者をいう。

5 この訓令において、「不当な働きかけ」とは、職員に対して行われる事業者又は官庁営繕部以外の国土交通省の職員若しくは他府省の職員等からの行為のうち、個別の契約に係る発注事務に関するものであって、当該発注事務の公正な職務の執行を損なうおそれのある次に掲げるものをいう。

一 事業者の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為

二 事業者の受注又は非受注に関する要求行為

三 非公開又は公開前における予定価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格（これらを推測できる金額を含む。）に関する情報漏洩要求行為

四 入札参加者についての公表前における情報漏洩要求行為

五 前各号に掲げるもののほか、事業者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為  
(発注担当職員の責務)

第3条 発注担当職員は、公共工事等の多くが経済活動や国民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであることを自覚するとともに、発注事務に関しては、国民の疑惑を招くことのないようにしなければならない。

2 発注担当職員は、発注事務の実施に当たっては、会計法（昭和22年法律第35号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の発注事務に係る関係法令を遵守しなければならない。

3 発注担当職員は、発注事務の実施に当たっては、透明性の確保に留意するものとし、問合せ等について必要な情報を提供する等適切にこれを処理しなければならない。

(情報管理総括責任者)

第4条 発注事務に関する情報の適切な管理を行うため、官庁営繕部に情報管理総括責任者を置く。

2 情報管理総括責任者は、国土交通省大臣官房官庁営繕部長（以下「部長」という。）をもって充てる。

(情報の適切な管理)

第5条 情報管理総括責任者は、発注事務に関する情報の適切な取扱いを確保するための方法として第12条の発注者綱紀保持マニュアルで定める方法に従い、情報の種類ごとに情報管理責任者及び当該情報を業務上取り扱う者を指定し、発注事務に関する情報を適切に管理し、及び秘密を保持するために必要な措置を講ずるものとする。

2 発注担当職員は、発注事務の一部を他の者に委託する場合には、委託

中における発注事務に関する情報の適切な管理、秘密の漏洩等の防止等のため、前項に規定する方法に関する規定に相当する契約条項を設ける等必要な措置を講じなければならない。

- 3 情報管理責任者は、発注事務に関する情報の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行い、その結果を情報管理総括責任者に報告しなければならない。
- 4 職員は、第1項に規定する方法による制限又は禁止に違反する行為をしてはならない。

(秘密の保持)

第6条 発注担当職員は、公共工事等の落札前における予定価格及び競争参加業者名その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならない、当該公共工事等に係る発注担当職員（当該秘密に係る情報管理総括責任者並びに情報管理責任者及び業務上取り扱う者として指定された者に限る。）でない職員その他の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的以外の目的のために利用してはならない。

2 発注担当職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 秘密に関する書類（その写し及び記録媒体を含む。次号において同じ。）を庁舎外に持ち出し、送付（電磁的方法によるものを含む。）をし、その他これに類すること（発注事務の必要上庁舎外の他の発注事務を担当する部署に送付する場合その他やむを得ない理由があるものとして、情報管理総括責任者の承諾を得た場合を除く。）
- 二 正当な理由なく、秘密に関する書類の全部又は一部を謄写し、又は複製すること

3 職員は、前二項の規定に違反する行為を教唆し、又は幫助してはならない。

(事業者との応接方法)

第7条 発注担当職員は、事業者と接するときは、公平かつ適正に行い、一部の事業者を差別的に取り扱ってはならない。

2 発注担当職員は、事業者との応接に当たっては、国民の疑惑や不信を招かないよう行い、必要最小限にとどめるものとする。この場合においては、例えば第11条第2号の場所その他適切な場所において複数の職

員により行う等国民の疑惑を招くことのないようにするものとする。これによることができない場合は事前に所属長（課長又は室長をいう。以下同じ。）（応接しようとする者が所属長であるときは、その上司）の承諾を得るものとする。

（報告等）

第8条 発注担当職員は、自ら担当する発注事務に関し、この訓令の規定に抵触すると思料する事実を確認し、又は通報を受けたときは、速やかに次条第1項に規定する発注者綱紀保持担当者に報告するものとする。

2 次条第2項に規定する発注者綱紀保持担当者は、第1項の規定により自らが受けた報告を整理し、部長に報告するものとする。

3 部長は、前項の規定による報告について、コンプライアンス推進本部及びコンプライアンス・アドバイザー委員会（以下「推進本部等」という。）に報告するものとする。

（発注者綱紀保持担当者）

第9条 発注者綱紀保持を図るため、官庁営繕部に発注者綱紀保持担当者を置く。

2 発注者綱紀保持担当者は、管理課 営繕企画官をもって充てる。

（不当な働きかけに対する対応）

第10条 職員は、不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、当該不当な働きかけをした者に対して、応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えるよう努めるものとする。

2 職員は、不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、記録簿を作成し、速やかに、所属長に報告するとともに、発注者綱紀保持担当者に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた発注者綱紀保持担当者は、速やかに、その旨をコンプライアンス推進室（コンプライアンスの効果的かつ効率的な推進を図る組織としてコンプライアンス推進本部が定めるものをいう。）の長（以下「コンプライアンス推進室長」という。）及び部長に報告しなければならない。

4 第2項の報告を受けた所属長及び前項の報告を受けたコンプライアン

ス推進室長は、当該職員その他の関係者から事情を聴取して、不当な働きかけに該当するかどうかの判断及びとるべき必要な措置に関し、部長に意見を述べるものとする。

5 部長は、職員が不当な働きかけを受けたと認めるときは、発注事務の適正な執行を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

6 部長は、第3項の規定による報告について、推進本部等に報告するとともに、報告された事項のうち、不当な働きかけを受けたと認めるものについて、その件名、内容及び対応状況を随時又は定期的に公表するものとする。

7 第2項から前項までの規定は、職員が、他の職員が不当な働きかけと思料される行為を受けたことを知ったときに準用する。

(執務環境の整備等)

第11条 部長は、公共工事等における仕様書及び設計書の作成を担当する課又は室(第2号において「担当課室」という。)の執務室(第1号において単に「執務室」という。)について、次に掲げる事項の実施その他の秘密の漏洩の防止を図るために必要な措置を講じるものとする。

一 掲示等により執務室への自由な出入りが制限されている旨を周知すること。

二 担当課室の発注担当職員が事業者と応接するための受付カウンターその他の場所を確保すること。

(発注者綱紀保持マニュアルの作成)

第12条 部長は、職員に対し、発注事務の的確な遂行に関する理解を深め、発注事務に係る関係法令の遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るため、発注者綱紀保持マニュアル(第2項及び第3項において単に「マニュアル」という。)を作成する。

2 マニュアルにおいては、この訓令の運用の方法、具体的な事例等を定める。

3 部長は、マニュアルを作成し、又はこれを改正しようとするときは、あらかじめ推進本部等の意見を聴かなければならない。

(研修、講習等)

第13条 部長は、職員に対し、発注事務の的確な遂行に関する理解を深

め、発注事務に係る関係法令の遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るため、必要な研修、講習等を行う。

2 部長は、前項に規定する研修又は講習の方針を定めるに当たっては、あらかじめ、推進本部等の意見を聴かなければならない。

(発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知)

第14条 部長は、公共工事等の発注事務に係る綱紀の保持に関する理解及び協力を得るため、発注者綱紀保持対策を有資格業者に周知するものとする。

2 部長は、前項の規定による周知の方策について、あらかじめ推進本部等の意見を聴かなければならない。

(訓令の改正)

第15条 この訓令を改正しようとするときは、あらかじめ推進本部等の意見を聴かなければならない。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成18年5月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成18年8月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成24年12月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成25年7月24日から施行する。